

社会福祉法人賛育会 介護老人保健施設ゆたかの
介護予防 通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人賛育会が開設する介護老人保健施設ゆたかの（以下「施設」という。）の指定介護予防通所リハビリテーション事業所の運営について必要な事項を定め、キリスト教の精神と老人福祉法の理念及び介護保険法の目的に基づき、業務の適正かつ円滑な執行と、又「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 平成18年4月1日以降、要支援1及び要支援2に認定された利用者（以下利用者という。）に対し、「介護予防サービス計画」に基づいて、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力の状態に即した自立への支援と心身の機能の維持向上を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2. 施設は家庭的な雰囲気を醸成する事に努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 社会福祉法人賛育会 介護老人保健施設 ゆたかの
- ② 所在地 長野県長野市豊野町豊野634番地

(施設の職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1人
管理者は、介護老人保健施設に携わる職員の総括管理及び指導を行う。
- ② 医 師 常勤1人
医師は、利用者の病状および心身の状況に応じて適切な医学的対応を行う。
- ③ 看護・介護職員 3人以上
看護職員は、医師の指示に基づく医療行為を行う他、利用者の介護予防サービス計画、通所リハビリテーション計画等に基づく看護を行う。介護職員は、利用者の介護予防サービス計画、通所リハビリテーション計画等に基づく介護を行う。
- ④ 理学療法士・作業療法士 2人以上

理学・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、適切なリハビリテーションを実施・指導する。

⑤ 支援相談員 1人

利用相談、利用者及びその家族の希望、医師の治療方針に基づき、通所リハビリテーション計画の作成、市町村との連携業務、ボランティアの指導等を行う。

⑥ 管理栄養士 1人

食事の献立作業、栄養量計算および食事記録、調理員の指導等の食事業務全般ならびに栄養ケアマネジメント等の利用者に対する栄養管理を行う。

⑦ 事務職員

必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、利用者が申し込みをしている当該日の通所リハビリテーション定員数（25人）から通所リハビリテーション実利用者数を差し引いた数とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日は、土日祝日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く月曜日～金曜日
- (2) 営業時間は、午前8時30分～午後5時
- (3) サービス提供時間は、午前9時10分～午前11時40分（半日コース）
午前10時00分～午後4時10分（1日コース）

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(受給資格等の確認)

第8条 サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

- 2. 前項の被保険者証に認定審査会意見が記されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額は以下のとおりとし、施設はこれを受領する。

利用者は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準により算定された保険給付の自己負担額及び「昼食代」、「理髪代」、「日常生活品費」、「教養娯楽費」、「紙おむつ使用料」等を、「介護予防通所リハビリテーションのご案内(重要事項説明書)」に定める「利用料金」表により負担し、施設は支払いを受ける。

2. 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について、説明を行い利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、長野市（豊野町、長沼、古里、柳原、朝陽、若槻）、中野市、小布施町、飯綱町の区域とする。その他の地域については必要に応じて実施する。

(介護予防通所リハビリテーションの内容)

第11条 介護予防通所リハビリテーションは、リハビリテーション依頼箋を基に医師、理学療法士等によって作成されるリハビリテーション実施計画書等に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

2. 介護予防サービス計画に基づき、入浴介助もしくは特別入浴介助を実施する。
3. 介護予防サービス計画に基づき、食事を提供する。
4. 介護予防サービス計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(サービスの取扱い方針)

第12条 利用者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

2. サービスの提供は、介護予防サービス計画及びリハビリテーション実施計画書等に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
3. 職員は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
4. 利用者本人又は他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
5. サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(リハビリテーションの実施)

第13条 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、リハビリテーション実施計画書等を作成し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。

(食事の提供)

第14条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うよう努める。

(栄養の改善)

第15条 低栄養状態にある又はおそれのある個々の利用者に対し、「栄養ケア計画」を作成し、医師、管理栄養士、理学療法士、介護支援専門員、看護職員、介護職員等の多職種協働で栄養改善に向けた適切なサービスの実施と定期的な評価と見直しを行う。

(相談及び援助)

第16条 常に利用者の心身の状態、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(要介護認定の申請に係る援助)

第17条 利用者の意志を踏まえ、要介護認定に係わる申請の援助を行う。

(身体拘束等)

第18条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するものとする。

(その他のサービスの提供)

第19条 利用者のレクリエーション行事を行うよう努め、利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(調査への協力)

第20条 市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うように努める。

(勤務体制の確保)

第21条 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう職員の勤務体制を定めておく。
2. 施設は、当該施設の職員によって介護保険サービスを提供しなければならない。

但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

(協力医療機関等)

第22条 利用者の病状の急変及びサービスの提供体制の確保のため、協力医療機関等を定める。

(緊急時等における対応方法)

第23条 従業者等は、本事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(衛生保持)

第24条 利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

2 施設は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、委員会の設置、研修及び訓練の実施等必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第25条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ① 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行うこと。
- ② 喧嘩、口論、泥酔などで他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またこれを持ち出すこと。
- ⑥ 同時に利用している他の利用者に関する秘密を漏らすこと。

(利用停止の勧告)

第26条 故意または重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻繁に繰り返す場合にあっては、施設は利用者及びその家族に利用停止を勧告する場合がある。

2. 利用者が当該施設利用の対象でなくなった場合、または保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞なく保険者である市町村に通知し対応策を検討する。この結果により利用停止を勧告する場合がある。

(非常災害対策)

第27条 施設は非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるた

め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(衛生管理・感染対策等)

第28条 施設は、衛生管理及び感染対策に努め、また衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品・医療用具の管理を適正に行う。

(掲示)

第29条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第30条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第31条 事業者並びに職員は、利用者の個人情報の重要性を認識し、その適正な保護と管理のために体制を整備するとともに、個人情報に関する法令等を順守し、個人情報の保護に努めるものとする。

2. 運用にあたっては、別途定める「個人情報保護（管理）規程」を適用する。

(苦情処理)

第32条 利用者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2. 運用にあたっては、別途定める「苦情対応規程」を適用する。

(地域等との連携)

第33条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応及び防止等)

第34条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、家族等に対して連絡を行う等措置を講じる。

2. 事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際しての対応を記録する。
3. サービス提供により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
4. 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底する。
5. 事故発生の防止のために委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行う。

(虐待等の禁止)

第35条 職員は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成18年4月1日施行)に基づき、身体的及び精神的苦痛を与えたり、人格を辱めるような行為を行わない。

- 2 職員は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努める。
- 3 職員は、高齢者虐待を発見した場合には、速やかに関係市区町村へ届け出る。
- 4 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者の配置、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じる。

(記録の整備)

第36条 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。

2. 利用者に対するサービスの提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
3. 利用者が2項の記録の閲覧、複写を求めた場合には、原則としてこれに応じるものとする。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含む)に対しては、利用者の承諾またはその他必要と認められる場合に限りこれに応じるものとする。
4. 運用にあたっては、別途定める「個人情報保護(管理)規程」及び「診療情報提供規程」を適用する。

(災害時等の事業について)

第37条 地震等の自然災害や感染症の発生、あるいは発生の恐れがある場合は、安全確保のためにサービスを中止、又は縮小することがある。

(委任)

第38条 この規程の施行上必要な細目については、施設管理者が別に定める。

(改正)

第39条 この規程を改正、廃止する時は、社会福祉法人賛育会理事会の承認を経るものと

する。

- 附則 この規程は２００６年４月１日から施行する。
- この規程は２０１２年４月１日から一部改正する。
- この規程は２０１３年４月１日から一部改正する。
- この規程は２０１６年４月１日から一部改正する。
- この規程は２０１９年１０月１日から一部改正する。
- この規程は２０２１年４月１日から一部改正する。
- この規程は２０２１年６月１６日から一部改正する。
- この規程は２０２１年１０月１日から一部改正する。
- この規程は２０２４年７月１日から一部改正する。